屋根の雪下ろし費用を助成します

屋根の雪下ろしが困難な世帯に対して、屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。

対象世帯

市内に在宅し、本年度、**世帯全員の市民税が非課税で**、次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

①75 歳以上の高齢者のみ世帯（昭和 19 年３月 31 日以前生まれ）
②75 歳以上の高齢者と義務教育終了前（15 歳以下）の児童・生徒のみ世帯
③身体障害者手帳１・２級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳１級所持者のみで構成される世帯
④ひとり親世帯（親と義務教育終了前（15 歳以下）の児童・生徒のみ世帯）
⑤上記①～④のみで居住している世帯

ただし上記①～⑤に関わらず、次に掲げる世帯は助成の対象になりません。

- 生活保護を受けている世帯
- ２親等内の親族から、労力による援助又は経済的な援助を受けることができる世帯
- 12 月から翌年３月までの間に、３か月を超えて入院または施設に入所、別世帯に同居するなど、冬期間に３か月以上生活の見込みがない世帯

市民税課税世帯には、６月中旬に市役所税務課から納税通知書が届いています。

助成額

１世帯雪下ろし１回につき 15,000 円を上限とし、一冬期間に２回まで助成します。（一部地域は３回）

申請方法

雪下ろしを実施したら、社会福祉協議会もしくは民生委員・児童委員にその旨をご連絡ください。申請に必要な書類を送付させていただきます。

届いた書類に必要事項を記入し、雪下ろし代金の領収書と一緒に、社会福祉協議会までご提出ください。

※申請は、３月上旬までにお願いします。

[問合せ先] 三条市社会福祉協議会　地域福祉係
☎：33-8511